特60
406

繪本孝經略解

全

堀中徹藏

008719-000-5

特60-406

絵本孝経略解

堀中徹藏／編

M16

AAC-1702

繪本孝經略解序

孔安國

孝經者何也孝者人之高行經常也自有天地人民以來而孝道者矣上有明王順大化滂流充塞六合若其無也則斯道滅息（下毛及）普亦及當吾先君孔子之世周失其柄諸侯力爭道德既隱禮道又廢王乃臣弒其君子弒其父亂逆無紀若己能正是以夫子每於閒居而歎述古之孝道也（弒施吏反下同閒音閑）

夫子教先王之教於魯之洙泗門徒三千而達者七十有二也貫首弟子顏回閔子騫冉伯牛仲弓性也至孝之自然皆不待諭而寤者也其餘則悱悱憤憤若存若亡（教芳無反洙音殊泗音四有音又下有二同壽超慶反悱芳匪反憤房粉反）唯曾參躬行匹夫之孝而未達

天子諸侯以下揚名顯親之事因侍坐而諮問焉故夫子告其誼於是曾子喟然知孝之爲大也遂集而錄之名曰孝經與五經並行於世參所金反坐才臥反喟苦位反逮乎六國學校衰廢及秦始皇焚書坑儒孝經由是絕而不傳也逮大計反又代下同校戶孝反焚扶云反坑苦廣反至漢興建元之初河間王得而獻之凡十八章文字多誤博士頗以教授後魯共王使人壞夫子講堂於壁中石函得古文孝經二十二章載在竹牒其長尺有二寸字科斗形共音恭壞音怪牒徒協反長直亮反魯三老孔子惠拖詣京師獻之天子天子使金馬門待詔學士與博士羣儒從隸字寫之還子惠一通以一通賜所幸侍中霍光光甚好之言爲口實好呼報反下同時王公貴人咸神祕焉比於禁方天下競欲求學莫能得者每使者至魯輒以人事請索或好事者募以錢帛用相問遺魯吏有至帝都者無不齎持以爲行路之資故古文孝經初出於孔子宅壁間唯孝反而今文十八章諸儒各任意巧說分爲數家之誼淺學者以當六經其大車載不勝反云孔氏無古文孝經欲矇時人慶其爲說誣亦甚矣數色主反勝音升矇音蒙慶待洛反吾愍其如此發憤精思爲之訓傳悉載本文萬有餘言朱以發經墨以起傳庶後學者覩正誼之有在也思息嗣反傳直總反下皆同今中祕書皆以魯三老所獻古文爲正河間王所上雖多誤然以先出之故諸國往往有之漢先帝發詔稱其辭者皆言傳曰其實今文孝經也上時掌反昔吾逮從伏生論古文尚書誼時學士會云出叔孫氏之門自道知孝經有師法其說移風易

俗莫善於樂謂爲天子用樂省萬邦之風以知其盛衰則移之以貞盛之教淫則移之以貞固之風皆以樂聲知之知則移之故云移風易俗莫善於樂也（省息井反）又師曠云吾驟歌南風多死聲楚必無功卽其類也且曰庶民之愚安能識音而可以樂移之乎（驟仕救反）當時衆人僉以爲善吾嫌其說迂然無以難之後推尋其意殊不得爾也（難乃旦反）子游爲武城宰作絃歌以化民武城之下邑而猶化之以樂故傳曰夫樂以關山川之風以曜德於廣遠風德以廣之風物以聽之脩詩以詠之脩禮以節之又曰用之邦國焉用之鄉人焉此非唯天子用樂明矣（夫音扶下同風德稱風反下風物同）夫雲集而龍興虎嘯而風起物之相感有自然者不可謂毋也胡笳吟動馬蹀而悲黃老之彈嬰兒起舞庶民之愚愈於胡馬與嬰兒也何爲不可以興化之（毋音無蹀徒協反）經又云敬其父則子說敬其君則臣說而說者以爲各自敬其爲君父之道臣子乃說也余謂不然君雖不君臣不可以不臣父雖不父子不可以不子若君父不敬其爲君父之道則臣子便可以忿之邪此說不通矣吾爲傳皆弗之從焉也（子說臣說乃說如音悅忿芳吻反邪音耶）

繪本孝經略解

開宗明誼章第一

此章ハ孝の源を開き且つ明子其の道理を示どの意へ

仲尼間居曾子侍坐

仲尼とハ孔子のおん字なり門人の曾子かたわらに坐に

子曰參先王有至德要道以訓天下民用和睦上下亡怨女知之乎

子とハ孔子をいふ夏なり參とハ曾子へ云なり孔子先世の王天德を以て萬民へ肝要の道を訓へたもふ故ふ天下人民睦まじく上下怨る者亡しと汝ト此事を承知せしやとの御言なり

曾子辟席曰參不敏何足以知之乎

曾子承ハり席を辟け慎んで礼儀をして白やふ

子曰夫孝德之本也教之所繇生也復坐吾語女

子曰ひけるハ夫れ孝行ハ德の源なり人の教へなる生る所なり さに復りて汝なまハ吾れ女しに語聞え

身體髮膚受之父母不敢毀傷孝之始也

抑そも身躰髮膚まで父母より賜ハりたる音なれバ傷つけ毀ふまじき孝行の始めなりとそ身躰をこの身躰と思ふより河岸ふのそ或ハ樹木へのぼり方一傷つけ毀ふとなれバおつふ不孝なりつ、しむべし

立身行道揚名於後世以顯父母孝之終也

身の品行第一に孝の道を行ふひ名を後の世ふ揚げ父母の名をも顯さに克ふとハ是孝行の終り者完ぶをるものといふ

夫孝始於事親中於事君終於立身

夫れ孝ハ幼雅より親ふ事へ中年より主君ふつかへ身を立るに終るとハ天下ふ功を顯ス

又徳行を施したもふやうにとふり

大雅云亡念爾祖聿脩其徳

詩經大ひ雅の篇ふ出たり此章意ハ爾たち先祖伐念ハさる者ハふるべし念ふふしばつとめて徳を脩さ

天子章第二

孝經ハ全ふ一ッふり此章ハ天子の孝道を說ひらに

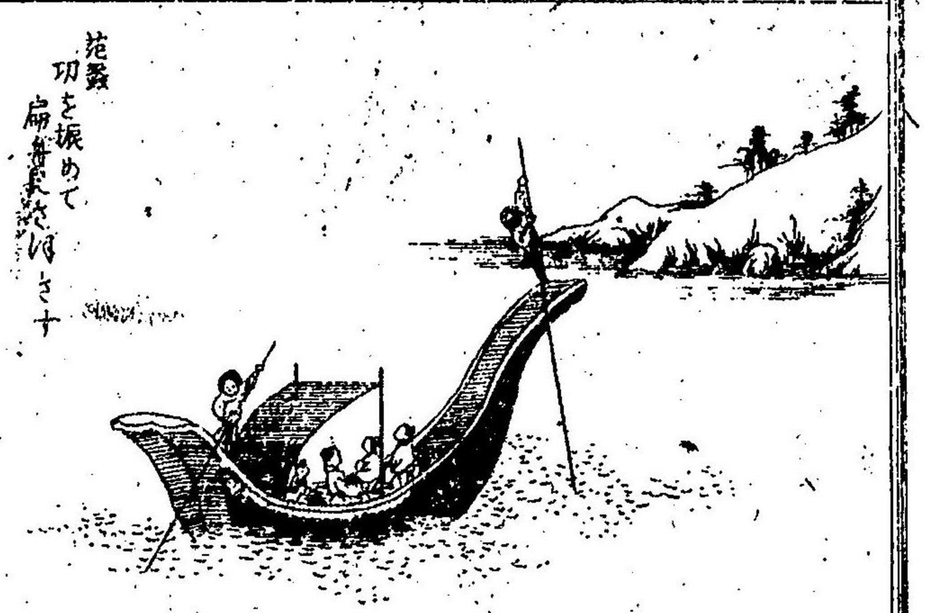

子曰愛親者不敢惡於人
敬親者不敢慢於人　孔子云ける八
親を愛敬する者八人を惡こ慢どる事ふしと
愛敬盡於事
親然後德教加於百姓刑
於四海蓋天子之孝也　天子鄉太
補人民とも親小事まつる道小於てハ皆小同しことなり
呂刑云一
人有慶兆民賴之　呂國の刑小云〜上天子
小慶德あしハ兆民の幸さひ皆是小
賴ハとなり兆とハ万代七合せしふ
諸候章第三　諸候ハ一國の大名なり依て我國ふて大名の孝道ふ

八幡太郎義家の
仁恩によつて降人
安部宗任心を改め
誠忠の臣となりしこと

子曰居上不驕高而不危
孔子のたまはく君子ハ上に居ても德ある人をう
やまいて驕ふちなまず倹約をもつちとふして
下を惠こ敬こ高き身も危ふちに
制節謹度滿而不
溢　節度をくしてけ謹めハ滿ることとふ
高而不
危所以長守貴也滿而不
溢所以長守富也　前の道理を明ふしれハ富
貴を久くふる事
富貴不離其身然後
能保其社稷而和其民人
蓋諸候之孝也　富貴こをハふれざるハ德

虞芮
畔を讓の故事

行の堅固ふれば なり故に社稷安全にして万民和睦さとハ蓋し諸侯乃幸ひふりと共に社とハ土地の神ふり稷とハ五穀の神ふり詩故に領をる土地則ち國家を云ふり詩

云戰戰兢兢如臨深淵如履薄氷

詩經大雅小旻の章ふ云ふく戰戰兢兢ハ身ふるい恐るゝを云ふ深き淵ふ臨まゝい薄き氷を履むが如し明君ハ常に仁恵のとゞさるを恵ひその徳の届ざる伐恐るゝこと此の詩のごとし

卿大夫章第四

卿ハ大夫ふり大夫ハ家老なり

子曰非先王之法服不敢服

御先代の正しきふ如く礼儀法式き衣服等ふ非されハ服をることふなれ

非先王之法言不敢道

古語曰ハ禍の本ふり故に御先代の定めふり法度にはらざれハむゝきつて云ハざるなり

非先王之德行不敢行

御先代の徳にはらざれハ施こさゝし決して行ふべからず

是故非法不言非道不行口亡擇言身亡擇行

口言身行ハ凡て人の教へとふるなり故君子ハ法ふはらざれハ言ハをこち非されハ行ハをこなふ

言滿天下无口過行滿天下无怨惡

天下に悪こうらまゝ ことふき法ふ言道に背ざるおこふいなり

三者之道唯一神

備矣然後能保其祿位而守其宗廟蓋卿大夫之孝也

前のごとく言語衣服行狀等三ツのそなはる德ありしバ先祖の廟堂を守りて祿位を保つなり

詩云夙夜匪解以事一人

此詩の意ハ朝夕道ふ背うそ〜て忠と義とを尽〜上一人に事ふると上とに

士章第五

士たる身分ふての孝とのふる章

子曰資於事父以事母其愛同

父に事ふるに尊敬を第一ふそべ〜母も親ふれバ其愛ひ父とをふ〜

然れハ父同やうに尊敬を第一とへ〜

資於事父以事君其敬同

君に仕ふるに礼儀を尽そべ〜又尊敬を怠たるべ〜父に事ふる如く敬の道を資るべ〜とふり

故母取其愛而君取其敬兼之者父也

かくのごとき故に母の愛と君敬とを持つと云ふべきものふり

故以孝事君則忠

故に親に孝ふる人ハ君にも忠を尽にとしふ

以弟事長則順

兄に順ふを弟と云ふ其道を以て長者へ仕ふれバ

忠順不失以事其上然後能保其爵祿而守其祭祀蓋士之孝也

忠と順との心を亡

さを上に事ふる人ハ其位ひを祿とを保ちて先祖のまつりをもよくいたしとふり

詩云夙興夜寐亡忝爾所生

人々朝ハやく起き其身の家業をいとなみを第一とし然して身分身生に給ひ人々恥をのこをべからずとく

庶人章第六

平人の孝道をいふり

子曰因天之時

天下の農民ハ四季の時候に遵ひ其農業を勤むを第一とを諸職人工藝人商賣ハそのおのおのにおり

就地之利

水はたひのよき田にハ稻を植ハ又乾きたる地にハ畑とふ一野菜をつくり又山林に木きる等その時せつ遵ひぬ云ふり

謹身節用以養父母此庶人之孝也

斯のごとくをつゝしめ倹約むいまゝ親を大せつ小養ものの後皆孝とうと云ふり

孝平章第七

上より下まで孝道を平ゝくすとしく章ふり

子曰故自天子以下至於庶人孝亡終始而患不及者未之有也

上天子より下万民小いさるまで子たるものハ親に孝とつゝしみ愛すべ一始終をよくせざれハ名ハ悪し身に及ぶへ一

三才章第八

孝道と三才に説給ふ則ち天地人ふり

曾子曰甚哉孝之大也曾子の名

まハく孝の道ハ甚だ大ふり子曰夫孝天之經

也地之誼也民之行也子曰

人々仁義忠孝信とて定まりたるハつねの道あり孝を本とす天にハ四時の氣候ありて万物を生ふ是れ自ぜんの道ふり地ハ万物を養ふひとふりで更の誼きふ頻ふふり

天地之經而民是則之夫れ

と父ハ天ふり臣と子ハ地ふり上下一般皆ふ物の經を則として道を行ふふり君ハ上に位して下を覆ひ臣ハこれを戴きてつ則天

之明因地之利以訓天下

人道高時積悪によつて北條九代にして爰に滅亡に

天の明ふふるを挙戴地の徳ハ恵ふふる業より仁を以て民に利益を施ふ

是以其教不肅而成其政

不嚴而治この故ふ教ハ肅めずして成ふ政ハ嚴しふふ

先王見教之可以化

民万民を化するふふ教るふ因る

是故先之以

博愛而民莫遺其親是の故に監人

具行ふをもつてひろく人を愛し人を上を戴き親類とし遺忘すること

陳之以德誼而民興行

き德を人に布き之によつて民の身正しく善志とふ

先之

橘の知計

米をもつて馬豆を買に

以敬讓而民不爭又人を敬ひ人に讓るの道をつくし德を尊とむ之ゆゑより民の交ハり爭そふことなし

道之以禮樂而民和睦之しを教ゆるゆゑに禮の正しきを樂の和らかきとを以てすれば人民たゆ〻睦ましくなる

示之以好惡而民知禁人にむかへ示すに好惡の法とて好き人には賞をとらへ惡しき人には刑罰を施してこの故に人禁制を守りて惡心なし

詩云赫赫師尹民具爾瞻詩經小雅節南山の篇なり赫々は盛んなること丸そ上に立つ人は万民の望み善惡に拘はらず下の誉め毀りを受く師は太師を云ふ古へ尹氏と云ふ人の其職勢の惡しきによつて人々怨み怨むことを

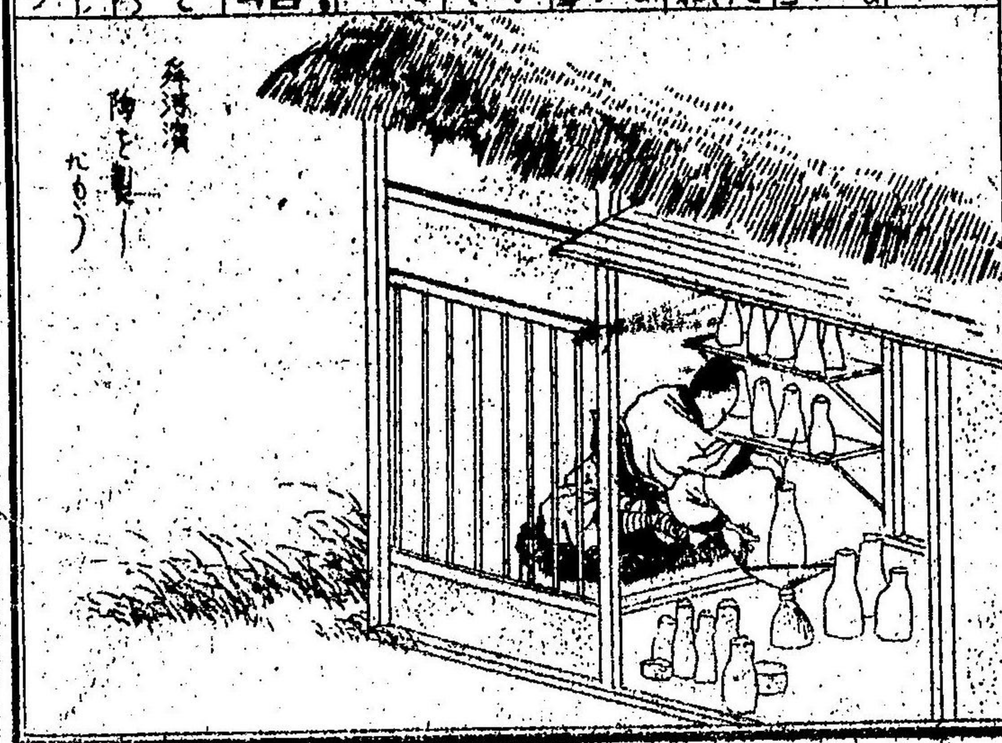

孝治章第九孝道を以て世を治むるを述ふ

子曰昔者明王之以孝治天下也明王とハ古へ先代の聖王を云ふ明君ハ左のごとく孝道を以て天下を治むるなり

不敢遺小國之臣而況於公侯伯子男乎君ハ諸大小名の臣ふりとわにかなとり捨てに大名せしめ賞罰を明らかにし公侯伯子男ハ諸大名の位ひ高り公の次ハ侯その次ハ伯その次ハ子其つぎハ男なり何れも國のりやうしゆふ

故得萬國之歡心以事其

前漢の糸桐
丙吉牛の喘くを恵ぶ

先王明王天下を治むるに愛敬を以てし故に万国君臣のりかくの如きことを知りてこれを以て先祖の祭りをちつくし

治國者不敢侮於鰥寡而況於士民乎

鰥ハやもを寡ハやもめ此の寃民さへ侮り捨てじ忠く給ふまして士及び民を愛にるの

故得百姓之歡心以事其先君

りかくの如きめへに百姓も喜こびの心ふかくの御祭りをいつくるなり

治家者不敢失於臣妾之心而況於妻子乎故得人之歡心以事其親

家を治むるハ其是非を正家臣婢女ハ家にて賤しきもの妻と子とハ貴とく親しくその賤しき臣妾たも侮とく況んや妻子をや故に家内中の喜ひを得てよく其親につうるとハ申になり

夫然故生則親安之祭則鬼享之

かくの如きめへに親在せしときハ其の業に安んじ死せしときハ能く其の祭りをうく孝心によつてなり

是以天下和平災害不生禍亂不作

うくの如くそもときハせの中うむさやのにをさまり災害とて水旱病疫なくまた禍乱なくて兵革盗ぞくおこらざるふりと

故明王之以孝治天下也

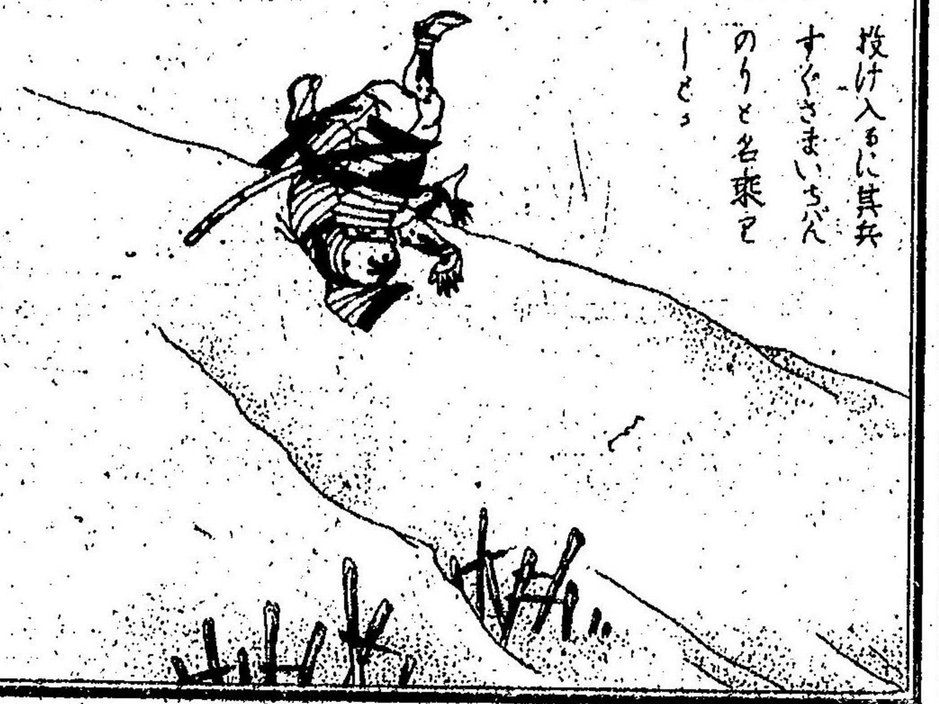

如此明王の政事を取り扱ひ詩云有覺德行四國順之詩經大雅篇中にいう覺ハ直ぐふり斯の如く德を施し行ひを致せバ四方の國々ふ帰服し

聖治章第十聖人天下を治め給ふことを說く章ふり

曾子曰敢問聖人之德亡以加於孝乎曾子まさ問ひ給ふ聖人の德ハ孝のうへにくるべきやと

子曰天地之性人爲貴人之行莫大於孝孔子曰人の性とハ気しつを云ふふり其の性の中にて人をたつとしとに其のをもふひに於ても孝を最り第一とし

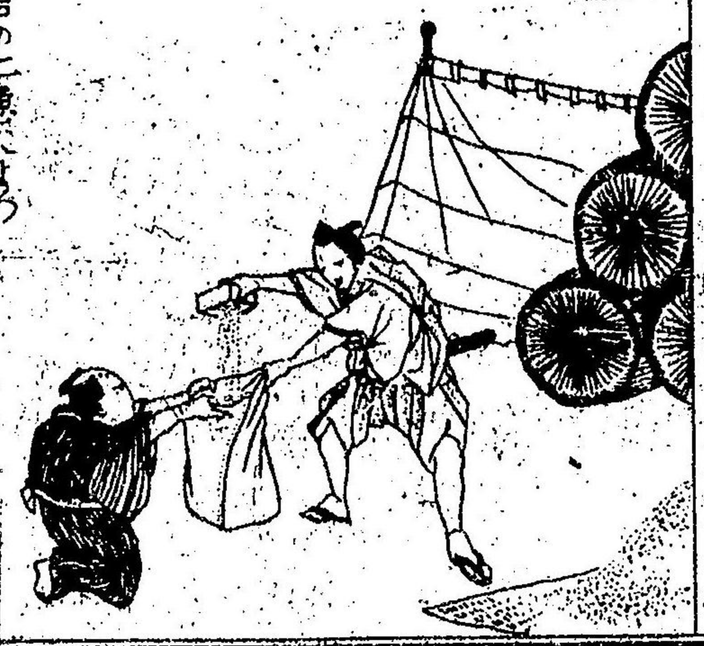

君の仁恵によりて鰥寡孤獨を撫育なし給ふ

孝莫大於嚴父嚴父莫大於配天則周公其人也孝ハ父を尊とむより大いふるハなし配とハ合ふ義ふり父を尊とむとハ天と配合して祭るを大ふりとに此莫大の義を始ハ周ふりとふ義ふり昔者周公郊祀后稷以配天郊祀とハ郊原に出て丘を作りて冬至と春とに天を祭るを云ふむこの周公后稷をして天と配合してまつるなり

宗祀文王於明堂以配上帝明堂とハ天子の礼堂をいふ上帝ハ天の神明ふり祭りをたるとき、先代文王を配當さしふり是以四海之内各

梯や命ぜ
かしむ
蕎麦
芭蕉翁

以其職來助祭夫聖人之德又何以加於孝乎かゝるのゝ孝道のこと全示したる故に天下ゆう其の德義に帰服して各々その職を持ち来り天子の祭りをたゞけ聖人の御德にて祭道の外に加へまほとのにゝこれを世にいへりてふをやのことしいふをもつて是故親生銑之以養父母曰嚴銑ハ育つると云ふ義ぶり此のゆへに父母その子を育ふ恩なるゆへに子の父母を愛するの情起り日々これを尊つとぶことゝ聖人因嚴以教敬因親以教愛聖人教の嚴重ゆへに敬道を教ゆるゆへ親しきによつて愛の道を教ゆるなり聖人之教

不肅而成其政不嚴而治其所因者本也聖人のゝ教へ戒しめにて成りその政りごと厳しからつゝて治まること是れ人の性質に本づき因るがゆへなり

父母生績章第十一 父母の育ゝ績む述

子曰父子之道天性也父子の道ハ天性なり父ハ子をいつくしみ子ハ父を敬まい是れ一ぜんの出来なり君臣之誼也君の臣をいつくしみるハ父の子を慈むにおなじ臣の君を敬ふハ子の父を尊とぶの道なり君臣の誼これより始まる父母生之績莫大焉君親臨之厚莫

重焉 父母の子を育つるの恩慈愛の甚だし子の身にあるてその功貴に
こしより大ひなるハなし主君ハ親愛のゝを以て下に臨む庶民を子とし慈む其恩の
高きことこれよ
り大ひなるハなし

孝優劣章第十二 孝道に優り劣りあるを云

子曰不愛其親而愛他人者謂之悖德不敬其親而敬他人者謂之悖禮 孔子の云く父母を愛敬せず其の道を尽さずして他人を恵む
ハ悖逆これ道德に悖るものなり
以訓則昏民亡則 斯のごとく不孝に背き悖に悖

りなうゝ人に訓へんとせハ真に道ちゝくゝくして人の模範となるべのちざるなり

不宅於善而皆在於凶德雖得志君子弗從也 善ハ孝弟敬順を云ふ宅ハ居なり凶德ハ昏乱にして法なきなりうゝの如き者ハ儀令こゝ・ちざゝを得るとし君子ハ君子則不然 この理をたがわに

もつて素より君子ハよふの志さゝにに

言思可道行思可樂 人に向つて言を出ゝにとき先代のなされし孝弟忠信仁義礼の法にかなひゝや否やを思考ゝして人を出ゝ行ひハ先代の行なひゝ道德にかないゝやを思考ゝ行ひ故に言ハ必ゝに言ハり行ひハ必らに遂くゝの如くなれハ人々

よろこひ故に樂しむと云ふなり

德誼可尊作事可法

德義を行なふて先代の爲きれし道にそむかに故に尊とふ可し作事

容止可觀進退可度

君子の容ちハ正しく人これを見るときハ敬ひたつとふ進退にしるにもまことに法ふり

以臨其民是以其民畏而愛之則而象之

この如くして民に向ふ時ハ民其の整齊嚴粛なるに恐れ且つ其温厚なるに愛つ故に君道をふるものなり

故能成其德教而行其政令

前のごとく德を積み教へをなつくに至るときハ政道おこなハるゝなり

詩云淑人君子其儀不忒

詩經風篇中にある詞なり善人君子ハ自ら威儀に背かに故に人の法ふり則くとなる

紀孝行章第十三

孝行を紀ふる章なり

子曰孝子之事親也居則致其敬養則致其樂

孔子のいはく孝子の親に事ふるとハ左のごとくのべたり

孝子たるものハ我身を敬恭の場に居るべきこと肝要とし父母につうるを悅ぶを樂しとふ常に敬恭をいとゝ衣食起

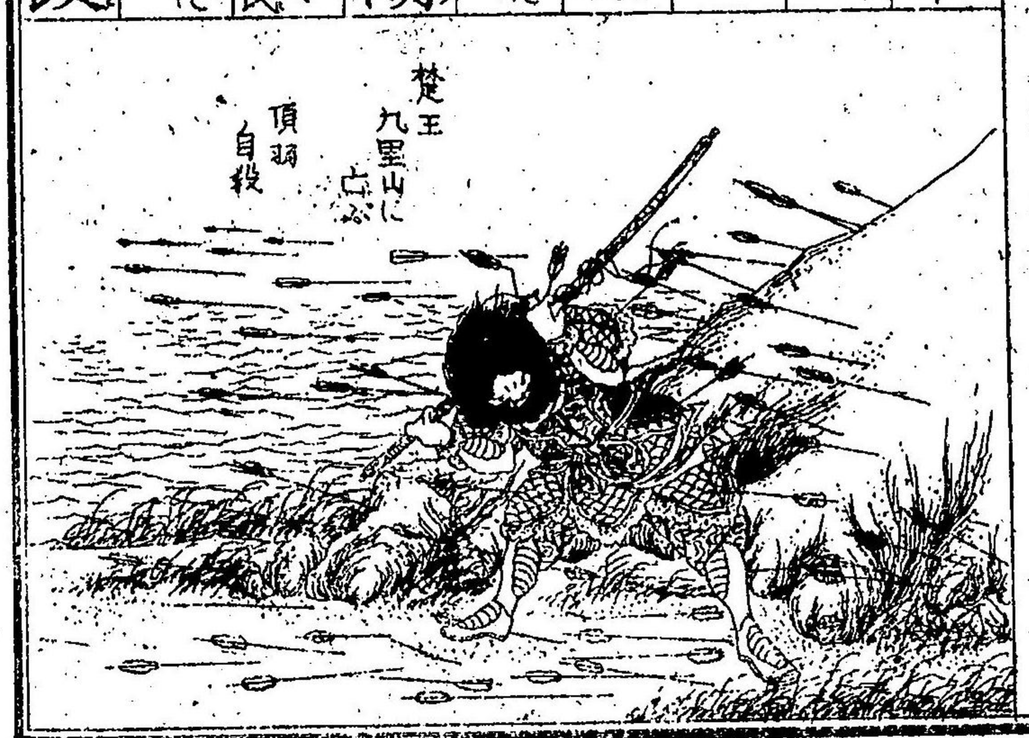

居奉養に業〻を尽す父母を貴ぶ孝なり　疾則致其憂孝子は父母の疾あるときは其心憂ひうれへ一方ならざるなり　喪則致其哀親すでに没しては其悲痛をきはめ其の哀歎埋葬を慎しみ人をして真に感せしむるなりといふ　祭則致其嚴三年の喪おはりてこれを祭るにも父母の在るが如く崇敬を致すなり　五者備矣然後能事其親前に述べる五つのものの能くする者を孝の全きものといふなり　事親者居上不驕為下不亂在醜不爭上に立つてたぶることなく下に居て法令に背くの中にいつて

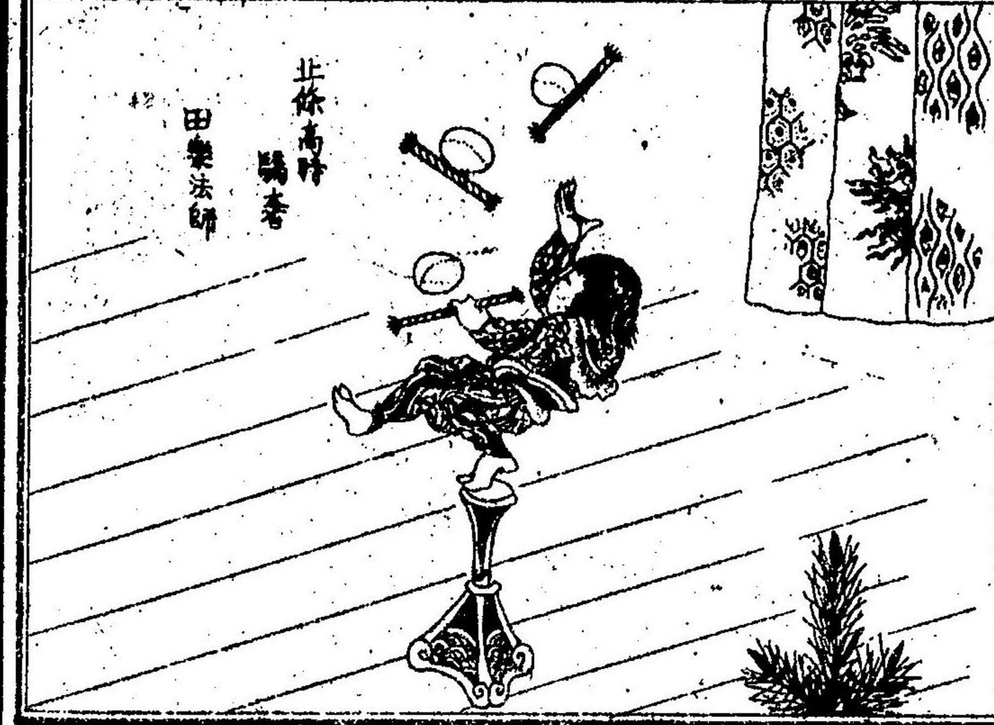

居上而驕則亡為下而亂則刑在醜而爭則兵とに居て驕ることなく礼儀を正しくし下に居て政令に従ひ法を犯さざるなり　此三者不除雖曰用三牲之養繇為不孝也此の三つの病を除かざれば珍味栄耀の養ひありとも不孝なり

五刑章第十四五つの刑罰をいふ

子曰五刑之屬三千而辠

莫大於不孝 五刑ハ墨劓剕宮大辟なり墨とハいたずにいれしをさなく劓とハ鼻をそぐ剕とハ足の筋をきり宮とハ男子ハ勢をきり婦人ハとじこめて出さぬ大辟ハ死罪なり此のごとき刑罪三千ありて不孝ハ前述る罪より最も大なりとあるべし

要君者亡 上臣として君にむつうしを要を云ひけ是れ上を蔑ろにするこゝろなり

非聖人者亡法 又聖人の道徳をそしるものハ是れ法礼を破るこゝろなるゆへなり

非孝者亡親 孝道をそしるものハ親をすつるこゝろなり

此大亂之道也 君にむつうを云ひけ聖人をそしり親をすつるに至れハ天下大乱なりとしるべし

廣要道章第十五 孝弟礼教愛敬ハ要の道なりその要道を説く章なり

子曰教民親愛莫善於孝 上たるものの孝を行なへハ下なるものこゝにしたがひ父母の親愛に教へに化す

教民禮順莫善於弟 上たるものの弟たる人を恭しく徳ある人をうやまへハ下ふし義を重んじて順なる道に化するとなり

移風易俗莫善於樂 世上の俗風をよろしきに移し易ふるハ樂にまさりて善きものハなし樂ハ聖

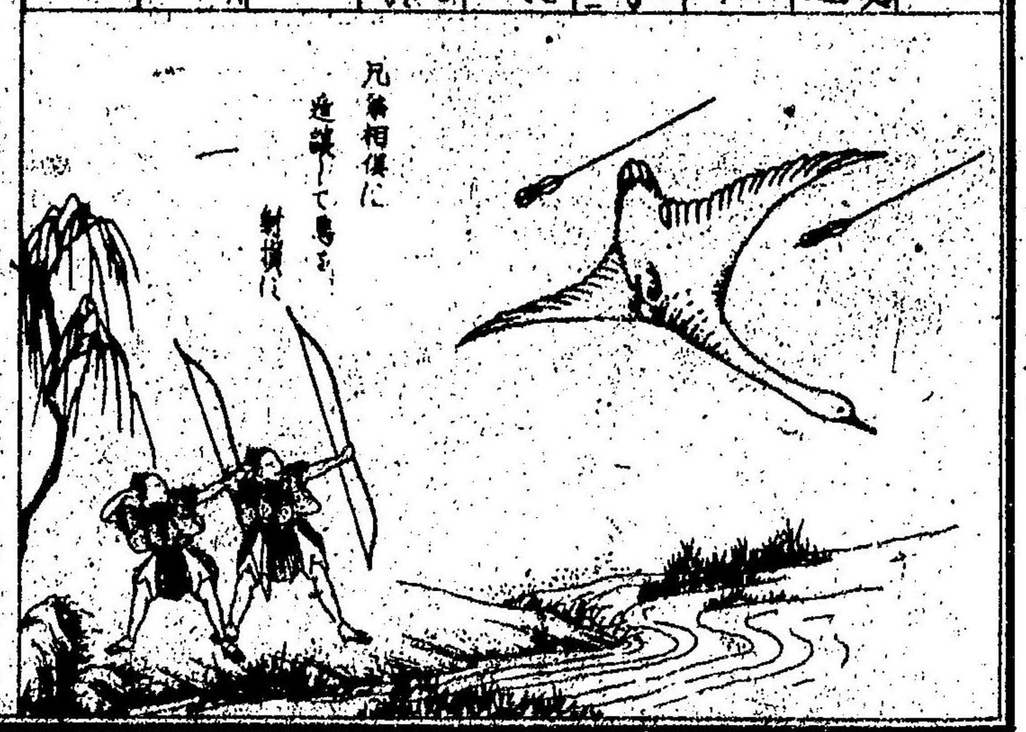

人の用ひし樂者なり音曲なるが由へに人や面白くなくひてる千へに善と
うにまもむき進じかも

安上治民莫善於禮

上を安樂にして人民よく治まるものの礼に越るものなし
尊卑高下の品定まり分限を
しくさに望外事なく

禮者敬而已矣

敬ひは禮ついて新ふなり
むと云へり礼人をうやまうの外
なしよつて敬にとどまるといふなり

故敬其父則子說敬其兄
則弟說敬其君則臣說

其父なる者を敬するときは其子なるもの
の心説ぶにた其兄をうやまへはその弟

伯夷
叔齊

首陽山中

よろこひその君をうやまへは其
の臣よろこひにたとへ

敬一人而千萬人說

一人うやまふ時千萬人
こふたとへ一人にて少なくとも其子弟臣
を天下の人民其中にはりものよろこひ
を得る

所敬者寡而說者衆

うやまふ所すくなくして
よろこふもの衆たり

此之謂要道

ふ者ぎのちまりと要といふも衆の
所敬の場にくるとの意思と要道と云

廣至德章第十六

君子の德廣め說章を

子曰君子之教以孝也非
家至而日見之也

孔子のたま
へける先

漢の張良

王の孝をもつて天下の民をおしゆ。ひとり家やに行きいさりて日々見て説いはそのたいかに述へ教以孝所以敬天下之為人父者也前に説たるごとく先代の立て教へのごとく天下の父たるものをうやまふ所以をしめしこれ千万人説ふの意なり

教以弟所以敬天下之為人兄者也弟順の教元を立るして天下の人そのいもを敬まふ

教以臣所以敬天下之為人君者也臣たるの道を立たまい天下の人その君を敬するゆへんを詩云愷悌君子民之父母詩い詩紅大雅篇中の詩ずうう〜のごとくあれい人民い君子をいうう〜君子い老をたつとびて幼を慈くし恩愛のこころあるゆへに父母のごとし由へこの詩をもつてこれをいうなり

上至德其孰能訓民如此其大者乎上より德をもつて治しかい人民ゆ父その德に化してなつくなり斯代ごとく廣大なる德え孝德なる人い孰しうよく行なひ難しと思へるなり

應感章第十七物にふれ感ずるときい自然に人の説きー章なり

子曰昔者明王事父孝故

小野篁
孝心厚く自薪水の労を畫て父母を敬愛に

父母詩い詩紅大雅篇中の詩ずうう〜のごとくあれい人民い君子をいうう〜君子い老をたつとびて幼を慈くし恩愛のこころあるゆへに父母のごとし由へこの詩をもつてこれをいうなり

上至德其孰能訓民如此其大者乎上より德をもつて治しかい人民ゆ父その德に化してなつくなり斯代ごとく廣大なる德え孝德なる人い孰しうよく行なひ難しと思へるなり

應感章第十七物にふれ感ずるときい自然に人の説きー章なり

子曰昔者明王事父孝故

さたなに乃やしてそれいけずりたく民のうはとへ

事天明事母孝故事地察

昔一の聖王ハ父母につゝふることと孝の義道をつゝたもふことによつて天地につゝふこと明察なり父ハ天なり母ハ地なり

長幼順故上下治

先王第順の道をゝこゝまい年長なるものハこれを敬ひ幼け少ハこれを愛和し九族むつまじくなりて故に上下人民もこれに化してよく治まりけるなり

天地明察鬼神章矣

天地につうる真誠この道をつゝ事を明らかにする由へに神の感應けうべ國やかに年ハ禍さきひなきことなり

故雖天子必有尊也言有父也必有先也

言有兄也必有長也

天子ハ第一といへとも其うへに尊とぶべきものの父あり又さきんするものの兄あり国といへとも年長したるものを長とす

宗廟致敬不忘親也脩身慎行恐辱先也

祖宗廟堂の祭りにまいることきの敬をいさをいこれ其親を忘れざる為めなり

これ孝道なり其の身を脩めつゝむいこれ恥を先祖へのこさんことを恐ればなり

宗廟致敬鬼神章矣

宗廟の至つて誠をつゝ極まり敬きつゝ故に神明感應ありてなり

孝弟之至通於神明光於四海

亡所不暨孝弟の道をつくすものへに其のしるし神明にまで通ふ　その徳四方に聞へ暨いたるところなしと　詩云自東自西自南自北亡思不服武王の孝心の徳天下に聞へ人民服せざる所なし

廣揚名章第十八孝道廣く名の揚るを説く

子曰君子事親孝故忠可移於君家にいりて孝なるものハ官に移りて君につかうまつることなり　忠なり親に不孝なるものハ君に事兄弟故順可移於長家にいりてハ兄に弟なるを道をつくしたがひへに外へ出てハよく年長のべにしたがふなり　居家理故治可移於官家事をよく理むるへこそ官にいりてもよく國政をおこなふべし　是以行成於内而名立於後世矣所のことき内へに家法をまもりて国外へ教をほどこし仁徳民にほゐ　後世につたふ　倣今ハ昔一章の孝をつくし声聞千載をへてかちびにこれ名を後世にあげて顯なり

閨門章第十九閨門ハ小さき門なりなどへ小さき内にも一国の礼にいさゝか乱るゝざるをいふ章なり

子曰閨門之内具禮矣乎

孔子のくまなく礼は家内に昊り後民に及ぶべきなり

嚴親嚴

凡親につうるを第一嚴重つゝ妻子臣妾繇百性徒役也

次に妻より子へ子より臣僕婢妾へと次第にめぐり方民をいまゝ治めて徒役に召使ふことくなるべし

諫爭章第二十

諫めるも爭ふも時に依てハ孝とまゝ

曾子曰若夫慈愛巽敬安親揚名參聞命矣敢問子從父之命可謂孝乎

曾子乃敬

愛の道親をいつくしむこと又名をあげ孝の終とふの教へを嘗て受けしの父の命令するところを何度にても聞かもつて孝とをべきことなりや問ふ

子曰參是何言與是何言與言之不通邪

孔子成しめて曰く何を言ふ

もし父の非なることにてもすゝこれに従ひ父を不義におとしいるとい不孝せんいんなり何ぞへに理を推致めずして言ふことの通ぜざるやとなり

昔者天子有爭臣七人雖亡道不失天下

諫臣七人大師大傅大保前疑後丞左弼右弼等天子側にいて天子非ることをいまそれを諫正

平重盛父清盛を諫む

もの官なり天子道をうしなうといへども
よく諫めにしたがへば天下安穩なり若し
いさめに從がはざれば其国をほろぶ天子にこ
の七人の臣にんがあれば大凡非道のことになると
も天子を亡失更にいたらず　諸侯

有爭臣五人雖亡道不失其國

候伯に諫め臣五人にんあるときは前に国をうしなうとも其の五人は孤郷なり

大夫有爭臣三人雖亡道不失其家

大夫に諫め臣三人にんあれば大夫道を亡ふといへども此三人の諫めによりて家をうしなはず三人は家相宗右側室を云ふなり

士有爭

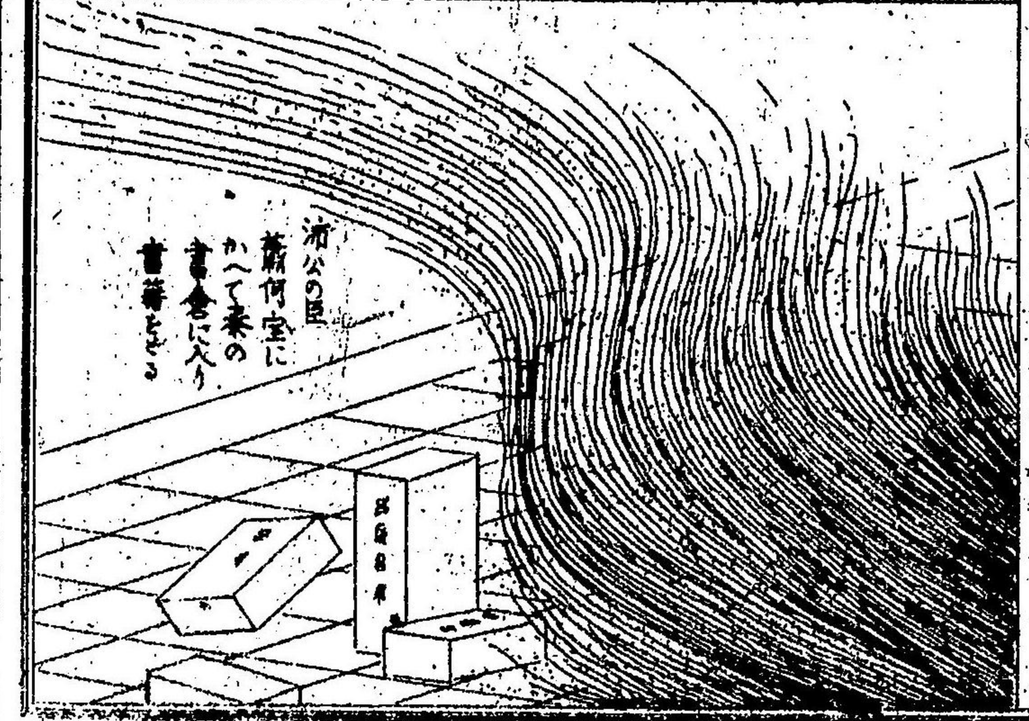

友則身不離於令名

人の交友は善を字り善を責るの人うして其の人う我身の過失亡道を諫さむるとき我身そのいさめに從がへばいつまでも名なくよき名をうしなはざるべし

父有爭子則身不陷於不誼

父子の道は孝順をもつて專とすといへども父にもまちがいあるときは子たるものは其の顔色を見てもるべしと諫むべし父も怒りて策をつといへども少しも怨むべからずに遂に聞きいれざれば是れ時運の不孝なり已むことを得ずして泣てしたがふ父を捨るにしのびざるなり父諫めにしたがうときはこれ幸福しの大基なり其の身も不義の谷に陷いらずこれ至孝の道なり

故當不誼

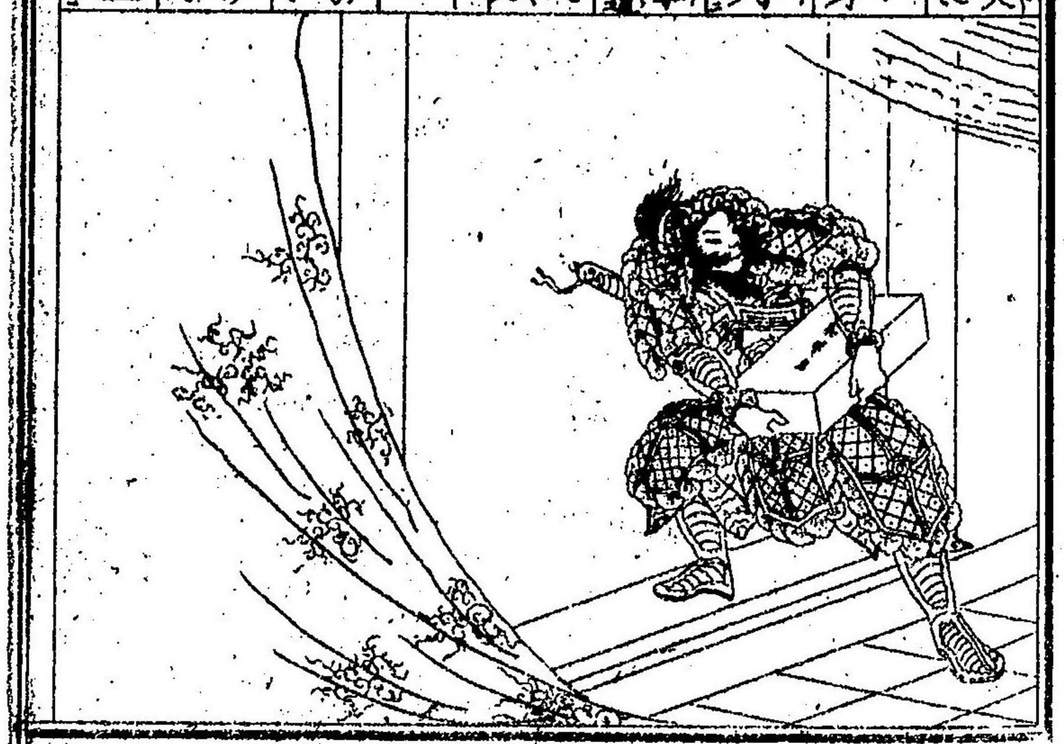

則子不可以不爭於父臣不可以不爭於君（四）に父不義のことあるときハ子たるもの諫めさるべうに君のけしきことなるときハ道をもつて諫むるハ臣の道なれハ必ら故當不誼に諫めさるべうに

則爭之從父之命又安得爲孝乎 君父の命に背のさるのことを以て孝とせに非道のことあるときハ必ちに諫むるをもつて孝とするべきなり

事君章第二十一 忠臣孝子の君に事ふまつふを述たる章なり

子曰君子之事上也進思盡忠退思補過 君子とハ德ある名なり上ハ君父をいふなり君子の君につうるハ朝廷に出て己が力のけんうきりハ忠の道をつくしべし又家にかへりてハ他事なく君の御身に過失とりおとしたることやうとその過失を補ハんことを思ふて常に明德を光りをそえんことを思ふなり

これ君子たるもの上につうるのまとなり

將順其美匡救其惡 君にはなして行なひの善道を守り なさ ときハ臣たるものハ其しにしたがふべし又君にまいて惡き行なひうれハ飽までそれをすくいたすけそ臣の道なりと云へ

故上下能相親

也君明らかにして能く諫めを用い臣ハ忠にしてよく君に仕ふ上下じつまーーーーてのち万民恩沢をうけふじりともに幸福をうくるものなり

寺云心乎愛矣遐不謂矣詩経小雅篇中

臣の心に君を愛せバ其身たとへ遠き方に在といへども遠ーとせざるべーー

忠心藏之何日忘之心中忠に藏して君を思ひたてまつるなるバ何日忘るべきの理かーーとど

喪親章第二十二親の喪にいる儀をのふる

子曰孝子之喪親也哭不依禮亡容孔子云ふ孝子たるものの親の喪にいるときハ之を見るになげくこと依めなき礼を齊ふるの心なーこれを礼法の容ちなーーといふなり

言不文服美不安聞樂不樂食旨不甘此哀戚之情也孝子の心ハ悲哀にたえず父母にぎやかるといへども忘れぬるかもへにかくのごとーとなり言語ることもうるまーうるに衣服の美麗なるを着心なく音樂を聞けども樂ーーと思ふに口に旨きものハひをおボへずとなりこれをな哀ーーのこころにふりき実情なるかもへ

三曰而食教民亡以死傷生也古昔父母死すれバ哀戚のいたまり食事喉をこすこと能ざすーーーーんたいをとり治ぶーーて

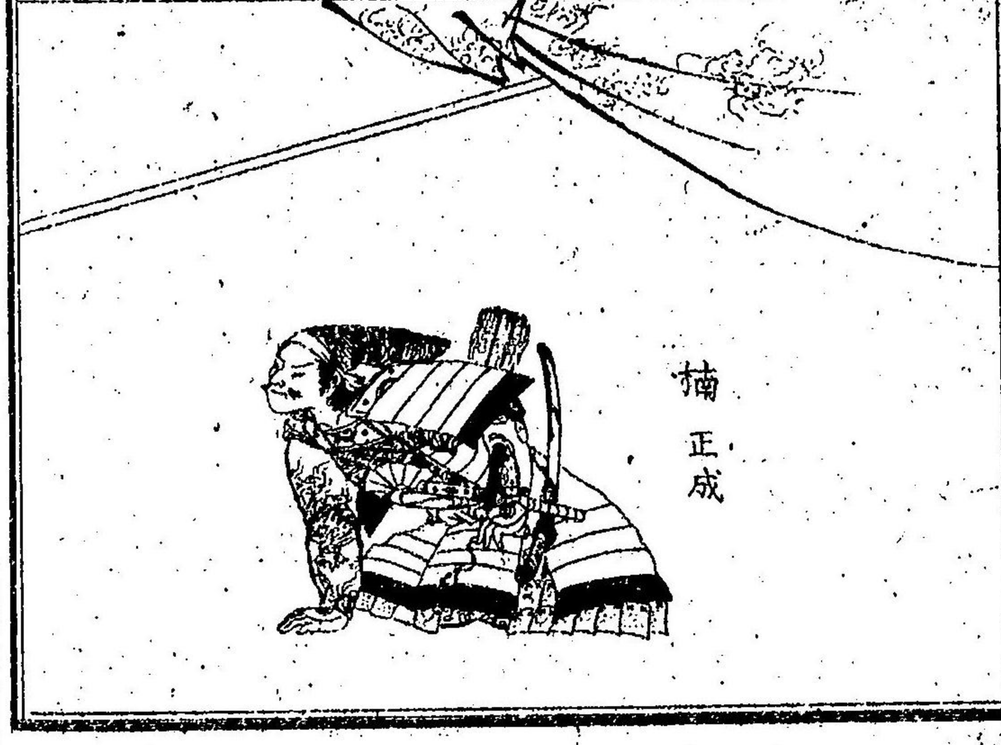

竈をうちはらひ鄰人気をつけて粥などを炊てこれを送くり食くせしむなり先王制作して子たるものの心ハ誠に斯くあるべきことなれど又生を傷害ふことなふ是れまた甚だしきものに其の法を立て給まふて三日の後ハ食麦をなにべきこと道ちにうなふよりハ毀不滅性をおしへたまいしなり

此聖人之正也

父母の哀なしみ捨おくときハ身

躋体傷なひて性質をめつするに至るべ是れまた宜しきにうなふにとて其正しき礼を制せるなり

喪不過三年示民有終也

父母の哀慼子たる者におるて誰れか甲乙なるべんや捨ておくときハ喪中いつまでも限りなくべうべうとおいへども聖人之を制して三年にうきう給もふな

平の貞俊の書女夫の別れを慰ーー自害に

り人生れて三年にして父母の懐ころを免ゆるといふよりこれを制したもうとなり

爲之棺椁衣衾以舉之

如此をいふ棺といつて尸ハ柩を入れるものく又椁といつて棺のうハおいとを造り又衣といつて尸ねにっぷ〜しむるきぬと衾といつて衣の上をきぬにて縫い帯びをつけてこふむ〜しむる所〜てかハ柩を上げて尸ハねを棺椁にむさめをくべ〜

陳其簠簋而哀慼之

簠簋どて祭りの道具なり黍稷をいきよめて而〜て之を器ハにもり陳列ねで哀慼の礼を示そこになり

哭泣擗踊哀以送之卜其宅兆而安措之

さて棺椁を見おくるときの哀のさま

し記るせしなり胸を擗ち哀しみなげくなり
また土地をそらみ兆しまと宅とを卜らなひて其清浄なるところに安んじ定めて措ことなり

為之宗廟以鬼享之春秋

祭祀以時思之 右宅兆を卜なうとハその地をし水気きやどふり鬼とハ人の死々だるをいふなり三の洩ることなりてのちノ〵の禍ていぞもなるべ親の喪終りてそのゝちに至りて貴人ハ御宗の廟堂を建庶人ハ今の坐敷の清きところに神位をもうけて祭りをおこなひけり是れ則ハち鬼神これをうけ給ふといふなり春秋ハ四季の祭祀にて孝心な父母を思ひだてまつるなり

生事愛敬死事哀戚 子たるの道ハきくに

外なし父母の存生せしときハ愛敬を以てつかへ死去給ふのちにハ哀戚を尽すべきことなり実に人間の大事こゝになり

生民之本盡矣 世に生るゝ人をすべて生民といふなり其身の立つるところの道備ハり盡るといふことなり

死生之誼備矣 父母死せしのちハ四時の祭りを勤むべし父母存生せしうちハ孝をもつて事ふべし

孝子之事終矣 斯くのごとくにす孝道の事終り実に人たるものハ是非この書を讀すんハあるべからに

繪本孝經略解 畢

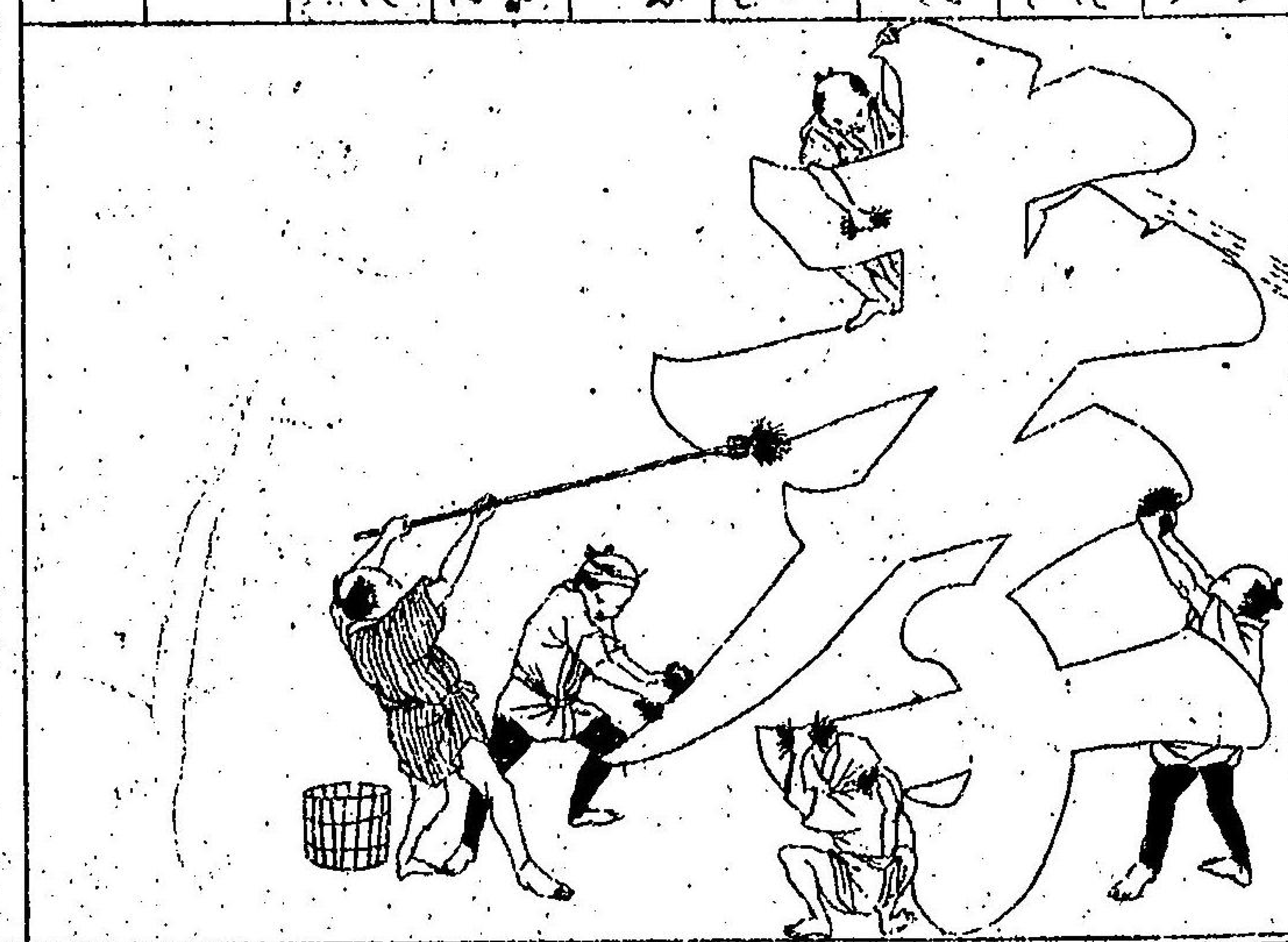

東京府士族
編輯人　堀中徹藏
本所區緑町一丁目四十七番地
仝
出版人　平民　大川新吉
日本橋區橋町三丁目十一番地
仝
同　平民　近藤清太郎
本所區店原町　廿三番地
定價拾八錢
明治十六年四月十九日御届
同八月　出板